

令和2年4月21日

裁判所ご利用の皆様へ

高松地方裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について  
政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び香川県知  
事の外出自粛要請等を踏まえ、高松地方裁判所において、5月6日までの間に実施  
される予定であった期日については、次のとおり取り扱われます。

- ◆ 民事事件(調停事件を含む)及び行政事件については、次の事件を除いて期日が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部(室・係)から連絡があります。ご不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。
  - ・DV(ドメスティックバイオレンス)事件
  - ・人身保護事件
  - ・民事保全事件のうち特に緊急性のあるもの
  - ・民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
  - ・倒産事件のうち特に緊急性のあるもの
- ◆ 刑事事件については、一部を除き、事件の期日が取り消されます。保釈など緊急性の高い業務は通常どおり行っています。ご不明な点があれば、担当部等にお問い合わせください。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提  
出された文書も受け付けています。

緊急を要する案件については、ご相談ください。

## R20420 業務継続委員会議事録

日 時 令和2年4月20日（月）午後2時20分～

### 議事概要

1 緊急事態宣言下における業務継続計画について

次のとおり、

業務継続計画を定める。

(1) 継続業務第一順位に記載されている業務及びその他緊急を要する業務を行う。

(3) 期間は、4月21日から5月6日までとする。

(4) 当直は、縮小しない。